

個別あっせん事例 7 : 試用期間中の解雇に対する精神的・経済的損害金を求めた事例

○申請の概要

Xさんは、平成○年2月にY会社が経営する店舗に採用されました。

雇用契約書上は試用期間が2か月と定められていましたが、勤務を開始後1週間経たないうちに、業務従事の上で、服装が常識的ではないとの理由で突然解雇されました。

このことに納得できないXさんは、解雇により精神的・経済的損害を被ったとして、金銭の支払いを求めてあっせん申請を行いました。

○両者の主張

<Xさんの主張>

- ・解雇理由として説明をうけた服装については、事前に許可を得ていたものを着用しており、また、服装について注意を受けた際にもすぐに正した。
- ・試用期間の2か月に満たないうちの解雇であり、生活に多大な損害（精神的不安や経済的困窮）を被ったため、○○円の支払いを求める。

<Y会社の主張>

- ・Xさんの服装は指示したものとは異なり、業務上常識的なものではなかった。
- ・会社の指示に従わず、協調性のない性格であることから、指導改善の見込みがないと判断して解雇した。
- ・金銭による解決を考えてはいるが、○○円以上の金額を希望するのであれば、その根拠を示して欲しい。

○あっせんの結果

双方共に金銭による解決を望んでいましたが、主張する金額に開きがあったため、あっせん員の協議の上、本件の解決金として○○円の支払いを双方に提示しました。Y会社はこの金額を承諾しましたが、Xさんは納得できないとして、○○円の支払いを主張したため、このことをY会社に伝えたところ承諾が得ら

れ、事件は解決しました。

○解決に要した期間

解決に要した期間：40日

○今回の事件のポイント

・試用期間中といえども、客観的で合理的な理由があり、また、社会一般的にも解雇が相当であると認められない限り、解雇は無効となります。